

政策会議付議事案書 (令和3年7月26日)

提案課名 学校教育課 産業振興課 農業振興課
 報告者名 上條 秀香 磯崎 篤 小清水 智

<p>事案名</p>	<p>中学校給食実施に向けた食材の調達方針について</p>	<p>資料 有 無</p>
<p>目的・必要性</p>	<p>未来を担う子供たちの心身ともに健全な育成を図るため、令和3年12月から開始する中学校給食の実現に合わせ、安全で安心な地元産の食材を活用するとともに、地元商業者から優先的に調達することにより、食育を通じた地産地消の推進及び本市の農業振興・産業振興を図る。</p>	
<p>経過・検討結果</p>	<p>令和2年7月 令和3年12月から令和4年11月までの想定献立を作成し、青果について使用品目や使用量を秦野市農業協同組合へ情報提供 9月 秦野市農業協同組合及び秦野商工会議所と地場産物を活用した中学校給食事業の推進について、地元経済界（農商工業者）と行政が連携し学校給食を通じた地域振興策（産業振興策）を推進することなどを基本方針とし、学校給食事業における地場産物の使用拡大や、食育並びに地域振興を目的に、3者による連携を図ることについて確認 令和3年6月 秦野商工会議所にて物資納入事業者へ中学校完全給食に関する説明会を開催 7月26日 令和3年度第1回総合教育会議の開催（調達方針に係る意見聴取）</p>	
<p>決定等を要する事項</p>	<p>中学校完全給食実施に向けた食材の調達方針を別紙のとおり定めること</p>	
<p>今後の取扱い</p>	<p>令和3年8月1日 物資納入業者の登録開始 // 8月中旬 秦野市農業協同組合と協定の締結 // 8月20日 8月定例教育委員会会議において、「中学校完全給食実施に向けた食材調達方針について」報告 // 9月 物資納入事業者の選定・決定 本市と秦野市農業協同組合及び秦野商工会議所が連携し、市をあげて給食事業に取り組むための協力体制の構築 // 10月 入札の実施 // 12月1日 中学校給食の提供開始</p>	

中学校完全給食実施に向けた食材の調達方針（案）

1 食材調達の前提となる考え方

- (1) 中学校完全給食実施における食材の安定供給
- (2) 食育も踏まえた地産地消
- (3) 地域経済の活性化

2 食材調達の基本的な考え方

(1) 共通物資（麺・パン・牛乳）

年間を通じて、献立に常に含まれる麺、パン、牛乳については、県内を通じて安定供給と安価な条件となる「神奈川県学校給食会」に発注する。

※ 共通物資のうち、市内事業者で対応ができる食材については、牛乳など価格も含めた検討のうえ、市内事業者からの調達を拡大していく。

(2) 青果（野菜果物）

新鮮な地場産品を最大限活用するとともに、市内生産者の生産意欲を高め、供給拡大を図るため、農業者の供給拠点である「秦野市農業協同組合」と協定を締結し、野菜果物については、年間を通じて一括発注とする。

(3) その他の食材（市内事業者の優先登録による定期的な入札）

食品項目	肉・肉加工品類、魚・練り製品類、米類
	調味料類、大豆製品類、こんにゃく類
	油脂類、冷凍食品類、乾物類、缶詰・レトルト食品類、乳製品類

多くの市内事業者の受注機会となるように、また、価格の妥当性を確保するためにも、原則入札を基本とする。

3 参加資格業者の登録要件（抜粋）

- (1) 学校給食事業に深い理解がある者
- (2) 各種取り扱いのある市内業者で、組合などを組織又は個別で参加し、1者による4,500食の食材調達が可能である者

4 今後の予定

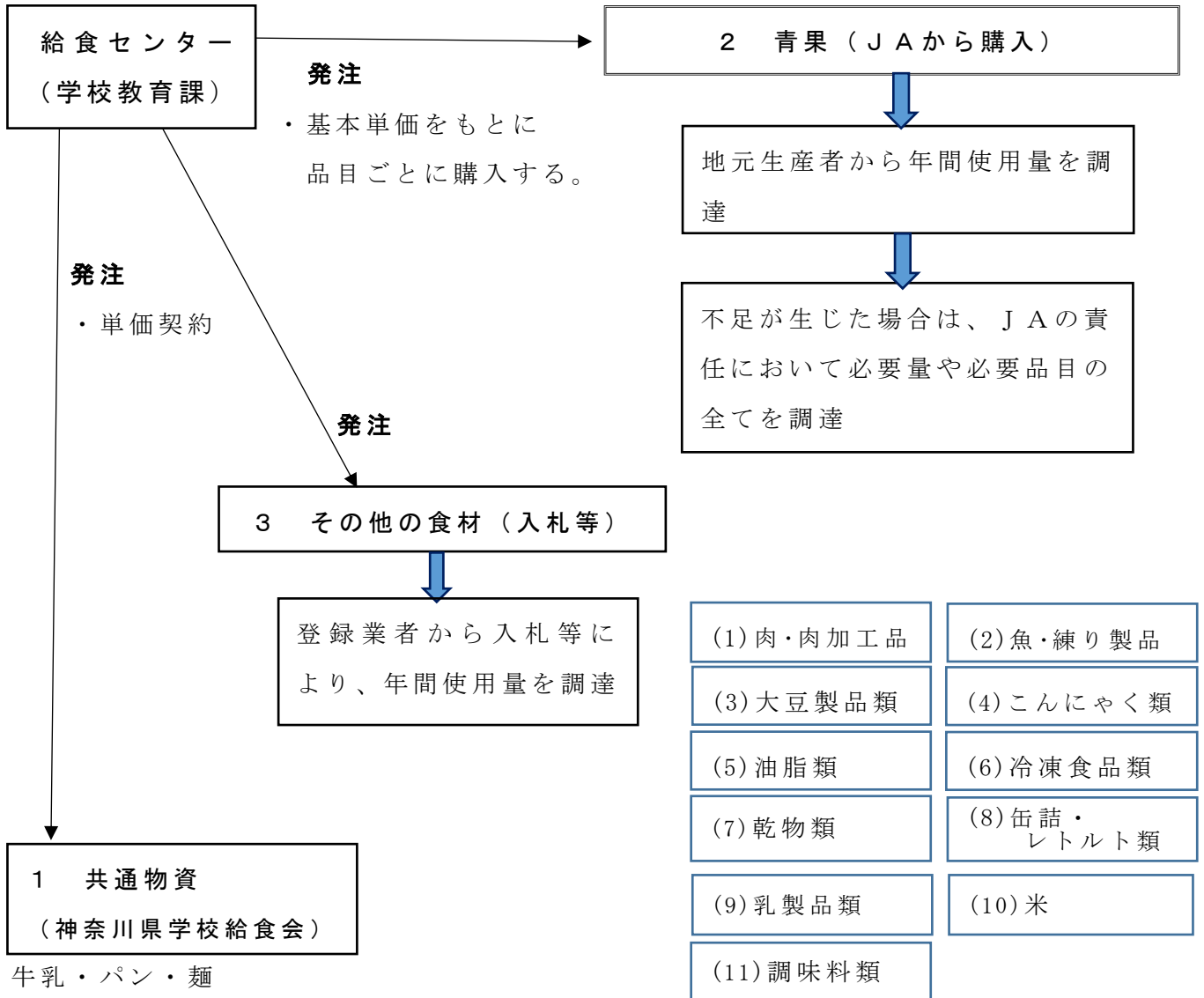
物資の調達に関する業者登録要件を広報はだの8/1号に掲載し、周知を図る。

また、各食材の規格・仕様についても市ホームページに掲載し、事前に周知を図る。

中学校給食食材の調達方法について（案）

地産地消を推進するため、青果（野菜）はＪＡに一括発注する。
その他の食材は、教育委員会が入札等により調達する。

●発注のフローチャート



*「秦野産デー」等を設け、その日の献立は、米や野菜など共通物資も含めて、秦野産とすることで地場産率の向上に取り組む。

*今後、市内調達できそうなものは、調達方法を検討する。

発注基準

- 1 共通物資は神奈川県学校給食会から購入する。
- 2 青果はＪＡへ年間使用量を示すとともに、基本単価により地元生産者から購入する。
- 3 その他の食材は項目ごとに登録業者から入札等により購入する。

秦野市と秦野市農業協同組合との中学校給食における
地場産品の活用に関する協定書（案）

秦野市（以下「甲」という。）と秦野市農業協同組合（以下「乙」という。）は、中学校給食における地場産品の活用について、相互に連携及び協力して取り組む事項について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が実施する中学校給食において、安全で安心な地場産品を活用することにより、未来を担う子どもたちの心身ともに健全な育成を図るとともに、地産地消の推進及び地域農業の振興を図ることを目的とする。

（連携及び協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携及び協力をして実施するものとする。

- (1) 新鮮で、安全、安心な地場産青果等の学校給食への安定的な供給と活用に関すること。
- (2) 中学校給食を通じた食育と地産地消の推進に関すること。
- (3) 中学校給食を支える生産者の確保・育成と生産振興に関すること。
- (4) 前各号に定めるもののほか、学校給食及び地域農業の振興に資する取組に関すること。

2 前項各号に定める事項を効果的に推進するため、甲及び乙は、必要に応じて協議を行うものとする。

（協定の有効期間）

第3条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から令和6年7月31日までとする。ただし、その期間の満了の日の2か月前までに、甲及び乙のいずれからも書面による終了の意思表示がないときは、この協定の有効期間をその満了の日の翌日から起算して3年間延長するものとし、以後もまた同様とする。

（協定の変更）

第4条 この協定の内容を変更するときは、甲及び乙が協議して定めるものとする。

（協定の解除）

第5条 この協定に基づく連携及び協力事項を継続できない事由が生じたとき

は、甲及び乙が協議して、協定を解除することができる。

(疑義の解決)

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、それぞれ各1通を保有する。

令和3年8月 日

甲 秦野市桜町一丁目3番2号
秦野市長 高橋 昌和

乙 秦野市平沢477番地
秦野市農業協同組合
代表理事組合長 宮 永 均